



# 鳥取県公報

平成 25 年 3 月 29 日 (金)  
号外第 45 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 (45) (環境立県推進課) . . . . . 4
	と畜場法施行細則の一部を改正する規則 (46) (くらしの安心推進課) . . . . . 21
	鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の一部を改正する規則
	(47) (農地・水保全課) . . . . . 22
	鳥取県森林法施行細則及び鳥取県林地開発条例施行規則の一部を改正する規則
	(48) (森林・林業総室) . . . . . 26
	鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則
	(49) (県土総務課) . . . . . 29

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## ◇鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県環境影響評価条例の一部が改正され、計画段階配慮書の手続及び事後調査報告書の公告及び縦覧等が義務づけられたこと並びに対象事業に風力発電所の設置及び変更の事業が追加されたこと等に伴い所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 計画段階配慮書の作成、公表等について必要な事項を定める。
- (2) 事後調査報告書の公告、縦覧及び公表について必要な事項を定める。
- (3) 環境影響評価の対象となる風力発電所の設置及び変更の事業の規模を出力1,500キロワット以上とする。
- (4) 廃棄物処理施設、製造業等の工場の設置等の事業において、環境の保全に特に配慮すべき特別地域に東郷池水質管理計画の対象地域を追加する。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

## ◇と畜場法施行細則の一部改正について◇

## 1 規則の改正理由

と畜場法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) と畜検査を申請する家畜の種類が牛の場合は、検査申請書に、牛の月齢、出生の年月日及び個体識別番号を記載することとする。
- (2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

## ◇鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者の受注機会の増大を図るため、県内市町村が実施する農林業生産基盤の整備等に係る事業に対して県が交付する交付金（以下「本交付金」という。）の対象となる経費について所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 県内事業者以外の者に支払う工事請負費及び委託費を、本交付金の対象経費から除く。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県森林法施行細則及び鳥取県林地開発条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

森林法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

## (1) 鳥取県森林法施行細則の一部改正

保安林の指定等の申請書に添付する書類等について定めた規定中、引用している森林法施行規則の条項を改める。

## (2) 鳥取県林地開発条例施行規則の一部改正

- 開発許可の申請に必要な書類等について定めた規定中、引用している森林法施行規則の条項を改める。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正の概要

1 規則の改正理由

公共工事の発注状況を踏まえ、建築一般の格付等級の適用に係る請負対象設計金額の区分を見直すとともに土木一般の格付等級に係る定数を見直す等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 建築一般工事における格付等級の適用に係る請負対象設計金額の区分を次のとおりとする。
- ア B級 2,000万円以上6,000万円未満（現行 3,000万円以上6,000万円未満）
- イ C級 2,000万円未満（現行 3,000万円未満）
- (2) 土木一般の発注工種における格付等級Bの定数を150（現行 160）とする。
- (3) 特定建設業許可の喪失による格付の降格について、降格が適切でない認められるときは行わないことができるように改める。
- (4) 平成23年度及び平成24年度において付与された入札参加資格の有効期間を、知事が別に定める期限まで延長する。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
- ア 施行期日は、公布の日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第45号

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県環境影響評価条例施行規則（平成11年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 <u>配慮書（第3条の2—第3条の7）</u></p> <p>第3章 方法書（第3条の8—第9条）</p> <p>第4章 準備書（第9条の2—第20条）</p> <p>第5章 略</p> <p>第6章 略</p> <p>第7章 略</p> <p>第8章 略</p> <p>第9章 略</p> <p>附則</p> <p>（対象事業）</p> <p>第3条 略</p> <p style="text-align: center;">第2章 配慮書</p> <p>（配慮書の送付）</p> <p><u>第3条の2 条例第4条の4の規定による配慮書及び要約書（以下「配慮書等」という。）の送付は、環境影響評価配慮書送付書（様式第1号）により行うものとする。</u></p> <p><u>2 条例第4条の4の規定により知事に送付する配慮書等の部数は50部とし、同条に規定する市町村長に送付する配慮書等の部数は5部とする。ただし、知事又は当該市町村長は、必要があると認めるときは、送付を受ける配慮書等の部数を変更することができる。</u></p> <p><u>3 知事及び市町村長は、前項ただし書の規定により</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 方法書（第4条—第9条）</p> <p>第3章 準備書（第10条—第20条）</p> <p>第4章 略</p> <p>第5章 略</p> <p>第6章 略</p> <p>第7章 略</p> <p>第8章 略</p> <p>附則</p> <p>（対象事業）</p> <p>第3条 略</p>

送付を受ける配慮書等の部数を変更したときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知するものとする。

(配慮書についての公告)

第3条の3 条例第4条の5の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 事業実施想定区域
- (4) 条例第4条の4に規定する地域
- (5) 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨並びにその提出期限及び提出先その他意見の提出に関し必要な事項
- (7) その他参考となる事項

2 条例第4条の5の規定による公告は、鳥取県公報に掲載して行うものとする。この場合において、事業者は、条例第4条の4に規定する地域を管轄する市町村の広報紙への掲載、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他の方法により、配慮書等を縦覧する旨を周知するものとする。

(配慮書の縦覧及び公表)

第3条の4 条例第4条の5の規定による配慮書等の縦覧は、次に掲げる場所のうち、縦覧する者が参集しやすい場所で行うものとする。

- (1) 事業者の事務所
- (2) 県庁舎その他の県の施設
- (3) 条例第4条の4に規定する地域を管轄する市町村の庁舎その他の市町村の施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が利用できる施設

2 条例第4条の5の規定による配慮書等の公表は、次に掲げる方法のうち、適切な方法により行うものとする。

- (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
- (2) 県のウェブサイトへの掲載
- (3) 条例第4条の4に規定する地域を管轄する市町村のウェブサイトへの掲載

(配慮書についての意見書の提出)

第3条の5 条例第4条の6第1項の意見書には、次

に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出に係る対象事業の名称

(3) 配慮書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第3号の意見には、意見の理由を併せて記載するものとする。

(配慮書についての意見の概要等の送付)

第3条の6 条例第4条の7の規定による書類の送付は、住民意見概要書送付書（様式第1号の2）により行うものとする。

(配慮書についての知事の意見を述べる期間)

第3条の7 条例第4条の8第1項の規則で定める期間は、2月とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が困難であるときは、3月を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知するものとする。

第3章 方法書

(方法書の記載事項)

第3条の8 条例第5条第8号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第4条の6第1項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解

(2) 対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

(方法書の送付)

第4条 条例第6条の規定による方法書及び要約書（以下「方法書等」という。）の送付は、環境影響評価方法書送付書（様式第1号の3）により行うものとする。

2 第3条の2第2項及び第3項の規定は、条例第6条の規定による方法書等の送付について準用する。この場合において、第3条の2第2項中「同条に規

第2章 方法書

(方法書の送付)

第4条 条例第6条の規定による方法書及び要約書（以下「方法書等」という。）の送付は、環境影響評価方法書送付書（様式第1号）により行うものとする。

2 事業者が条例第6条の規定により知事に送付する方法書等の部数は50部とし、同条に規定する市町村長に送付する方法書等の部数は5部とする。ただ

定する市町村長」とあるのは、「条例第6条に規定する市町村長」と読み替えるものとする。

(方法書についての公告)

第5条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 条例第6条に規定する地域

(5)～(7) 略

2 第3条の3第2項の規定は、条例第7条の規定による公告について準用する。この場合において、同項中「条例第4条の4に規定する地域」とあるのは、「条例第6条に規定する地域」と読み替えるものとする。

(方法書の縦覧及び公表)

第6条 第3条の4の規定は、条例第7条の規定による方法書等の縦覧及び公表について準用する。この場合において、第3条の4第1項第3号及び第2項第3号中「条例第4条の4に規定する地域」とあるのは、「条例第6条に規定する地域」と読み替えるものとする。

(方法書説明会の開催についての公告)

第6条の4 略

2 第3条の3第2項の規定は、条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第3条の3第2項中「条例第4条の4に規定する地域」とあるのは、「条例第6条に規定する地域」と読み替えるものとする。

(方法書についての意見書の提出)

し、知事又は当該市町村長は、必要があると認めるときは、送付を受ける方法書等の部数を変更することができる。

(方法書についての公告)

第5条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

(5)～(7) 略

2 条例第7条の規定による公告は、鳥取県公報に掲載して行うものとする。この場合において、事業者は、条例第6条に規定する地域を区域とする市町村の広報紙への掲載、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他の方法により、方法書等を縦覧する旨を周知するものとする。

(方法書の縦覧及び公表)

第6条 条例第7条の規定による方法書等の縦覧は、次に掲げる場所のうち、縦覧する者が参集しやすい場所で行うものとする。

(1) 事業者の事務所

(2) 県庁舎その他の県の施設

(3) 条例第6条に規定する地域を区域とする市町村の庁舎その他の市町村の施設

(4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が利用できる施設

2 条例第7条の規定による方法書等の公表は、次に掲げる方法のうち、適切な方法により行うものとする。

(1) 事業者のウェブサイトへの掲載

(2) 県のウェブサイトへの掲載

(3) 条例第6条に規定する地域を区域とする市町村のウェブサイトへの掲載

(方法書説明会の開催についての公告)

第6条の4 略

2 第5条第2項の規定は、条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。

(方法書についての意見書の提出)

第7条 第3条の5の規定は、条例第8条第1項の意見書について準用する。

(方法書についての知事の意見を述べる期間)

第9条 略

2 第3条の7第2項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

第4章 準備書

(準備書の記載事項)

第9条の2 条例第13条第9号の規則で定める事項は、第3条の8各号に掲げる事項とする。

(準備書の送付)

第10条 略

2 第3条の2第2項及び第3項の規定は、条例第14条の規定による準備書及び要約書の送付について準用する。この場合において、第3条の2第2項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(準備書についての公告)

第11条 略

2 第3条の3第2項の規定は、条例第15条の規定による公告について準用する。この場合において、同項中「条例第4条の4に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書の縦覧及び公表)

第12条 第3条の4の規定は、条例第15条の規定による準備書及び要約書の縦覧及び公表について準用する。この場合において、第3条の4第1項第3号及び第2項第3号中「条例第4条の4に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

第7条 条例第8条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出に係る対象事業の名称

(3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第3号の意見には、意見の理由を併せて記載するものとする。

(方法書についての知事の意見を述べる期間)

第9条 略

2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めるときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知するものとする。

第3章 準備書

(準備書の送付)

第10条 略

2 第4条第2項の規定は、条例第14条の規定により送付する準備書及び要約書の部数について準用する。この場合において、同項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(準備書についての公告)

第11条 略

2 第5条第2項の規定は、条例第15条の規定による公告について準用する。この場合において、同項中「条例第6条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書の縦覧及び公表)

第12条 第6条の規定は、条例第15条の規定による準備書及び要約書の縦覧及び公表について準用する。この場合において、第6条第1項第3号及び第2項第3号中「条例第6条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。



(準備書説明会の開催についての公告)

第15条 略

2 第3条の3第2項の規定は、条例第16条第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第3条の3第2項中「条例第4条の4に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第17条 第3条の5の規定は、条例第17条第1項の意見書について準用する。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第18条 条例第18条の規定による書類の送付は、住民意見概要書送付書(様式第1号の2)により行うものとする。

(準備書についての知事の意見を述べる期間)

第19条 略

2 第3条の7第2項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

#### 第5章 評価書

(評価書の送付)

第21条 略

2 第3条の2第2項及び第3項の規定は、条例第21条の規定による評価書及び要約書の送付について準用する。この場合において、第3条の2第2項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(補正後の評価書の送付等)

第24条 略

2 第3条の2第2項及び第3項の規定は、条例第23条第3項の規定による評価書及び要約書の送付について準用する。この場合において、第3条の2第2項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(評価書についての公告)

第26条 略

2 第3条の3第2項の規定は、条例第25条の規定による公告について準用する。この場合において、同

(準備書説明会の開催についての公告)

第15条 略

2 第5条第2項の規定は、条例第16条第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第5条第2項中「条例第6条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第17条 第7条の規定は、条例第17条第1項の意見書について準用する。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第18条 条例第18条の規定による書類の送付は、住民意見概要書送付書(様式第2号)により行うものとする。

(準備書についての知事の意見を述べる期間)

第19条 略

2 第9条第2項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

#### 第4章 評価書

(評価書の送付)

第21条 略

2 第4条第2項の規定は、条例第21条の規定により送付する評価書及び要約書の部数について準用する。この場合において、同項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(補正後の評価書の送付等)

第24条 略

2 第4条第2項の規定は、条例第23条第3項の規定により送付する評価書及び要約書の部数について準用する。この場合において、第4条第2項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(評価書についての公告)

第26条 略

2 第5条第2項の規定は、条例第25条の規定による公告について準用する。この場合において、同項中

項中「条例第4条の4に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(評価書の縦覧及び公表)

第27条 第3条の4の規定は、条例第25条の規定による評価書等の縦覧及び公表について準用する。この場合において、第3条の4第1項第3号及び第2項第3号中「条例第4条の4に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

第6章 対象事業の内容の修正等

第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(事後調査計画書の送付)

第35条 略

2 第3条の2第2項及び第3項の規定は、条例第32条の規定による事後調査計画書の送付について準用する。この場合において、第3条の2第2項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書の送付)

第36条 略

2 第3条の2第2項及び第3項の規定は、条例第33条第1項の規定による事後調査報告書の送付について準用する。この場合において、第3条の2第2項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書についての公告)

第36条の2 条例第33条の2の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 関係地域
- (5) 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) その他参考となる事項

2 第3条の3第2項の規定は、条例第33条の2の規定による公告について準用する。この場合において、同項中「条例第4条の4に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

「条例第6条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(評価書の縦覧及び公表)

第27条 第6条の規定は、条例第25条の規定による評価書等の縦覧及び公表について準用する。この場合において、第6条第1項第3号及び第2項第3号中「条例第6条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

第5章 対象事業の内容の修正等

第6章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(事後調査計画書の送付)

第35条 略

2 第4条第2項の規定は、条例第32条の規定により送付する事後調査計画書の部数について準用する。この場合において、同項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書の送付)

第36条 略

2 第4条第2項の規定は、条例第33条第1項の規定により送付する事後調査報告書の部数について準用する。この場合において、第4条第2項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書の縦覧及び公表)

第36条の3 第3条の4の規定は、条例第33条の2の規定による事後調査報告書の縦覧及び公表について準用する。この場合において、第3条の4第1項第3号及び第2項第3号中「条例第4条の4に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

第8章 都市計画に定められる対象事業等の特例

(都市計画に定められる対象事業等の特例)

第38条 対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第4条の2から第30条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項から第41条までに定めるところにより、当該都市計画を定める者（以下「都市計画決定権者」という。）が当該対象事業の事業者に代わって、当該都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができる。この場合において、条例第27条第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第4条の2から第30条まで（第27条第1項第3号及び第2項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条の2及び第4条の3各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
第4条の3第1号	事業者	都市計画決定権者の名称並びに事業者
第4条の4から第4条の8	事業者	都市計画決定権者

第7章 都市計画に定められる対象事業等の特例

(都市計画に定められる対象事業等の特例)

第38条 対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第5条から第30条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項から第41条までに定めるところにより、当該都市計画を定める者（以下「都市計画決定権者」という。）が当該対象事業の事業者に代わって、当該都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができる。この場合において、条例第27条第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第5条から第30条まで（第27条第1項第3号及び第2項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
--------------	-----	----------

まで及び 第5条各 号列記以 外の部分		
第5条第 1号	事業者	都市計画決定権者 の名称並びに事業 者
第5条第 6号	事業者	都市計画決定権者
略		

3 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第3条の2から第33条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条の 2第3項	事業者	都市計画決定権者
第3条の 3第1項 第1号	事業者	都市計画決定権者 の名称並びに事業 者
第3条の 3第2 項、第3 条の4、 第3条の 7第2項 及び第3 条の8第 1号	事業者	都市計画決定権者
略		
第6条の 2	略	
略		
第6条の 5第1項 第2号及 び第2項	略	

第5条第 1号	事業者	都市計画決定権者 の名称並びに事業 者
略		

3 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第4条から第33条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第 2項	事業者	都市計画決定権者
略		
第5条第 2項、第 6条第1 項第1号 及び第4 号並びに 第2項第 1号並び に第6条 の2	略	
略		
第6条の 5第1項 第2号及 び第2項	略	

略	

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第40条 事業者が条例第4条の4の規定により配慮書を送付してから条例第7条の規定による公告を行うまでの間において、当該送付に係る対象事業について第38条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、都市計画決定権者は、事業者、知事並びに配慮書及び方法書の送付を受けた市町村長にその旨を通知しなければならない。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、当該事業に係る方法書を作成していない場合にあつては配慮書及び条例第4条の8第1項の書面を、方法書を既に作成している場合にあつては当該方法書を直ちに都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 事業者が条例第7条の規定による公告を行ってから条例第15条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業について第38条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、都市計画決定権者は、事業者、知事並びに配慮書、方法書及び準備書の送付を受けた市町村長にその旨を通知しなければならない。この場合において、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

4 第2項の規定は、前項後段の規定による準備書の送付が行われる前の手続について準用する。この場合において、同項中「計画段階配慮事項についての検討」とあるのは、「環境影響評価」と読み替えるものとする。

5 略

(事業者の協力)

並びに第 9条第2 項	
略	

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第40条 事業者が条例第6条の規定により方法書を送付してから条例第7条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業について第38条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、都市計画決定権者は、事業者にその旨を通知しなければならない。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 事業者が条例第7条の規定による公告を行ってから条例第15条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業について第38条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、都市計画決定権者は、事業者並びに知事及び関係市町村長にその旨を通知しなければならない。この場合において、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

4 第2項の規定は、前項後段の規定による準備書の送付が行われる前の手続について準用する。

5 略

(事業者の協力)

第41条 略

2 都市計画決定権者は、第38条第1項の規定を適用しないときは、事業者に対し、条例第4条の2から第34条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続について、事業者が行うよう求めるものとする。

第9章 雑則

別表第1（第2条関係）

事業の種類	特別地域
略	
3 条例別表第2号及び第7号から第10号までに掲げる事業	ア 略 イ <u>湖山池水質管理計画の対象地域</u> ウ <u>東郷池水質管理計画の対象地域</u> エ 略
4 条例別表第5号に掲げる事業（風力発電所の設置及び変更の並びに同表第6号、第11号、第12号及び第14号に掲げる事業）	ア 略 イ <u>湖山池水質管理計画の対象地域</u> ウ <u>東郷池水質管理計画の対象地域</u> エ 略 オ 略
略	

別表第2（第3条関係）

事業の種類	一般地域における対象事業の要件	特別地域における対象事業の要件
略		
5 条例別表第5号に掲げる事業	カ 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の事業であって、出力が10,000キロワット以上である <u>発電設備</u> を新設するもの	火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の事業であって、出力が7,500キロワット以上である <u>発電設備</u> を新設するもの
	キ 出力が1,500キロワット以上である <u>発電設備</u> を新設するもの	出力が1,500キロワット以上である <u>発電設備</u> を新設するもの

第41条 略

2 都市計画決定権者は、第38条第1項の規定を適用しないときは、事業者に対し、条例第5条から第34条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続について、事業者が行うよう求めるものとする。

第8章 雑則

別表第1（第2条関係）

事業の種類	特別地域
略	
3 条例別表第2号及び第7号から第10号までに掲げる事業	ア 略 イ <u>湖山池及びその流域（以下「湖山池流域」という。）</u> ウ 略
4 条例別表第5号、第6号、第11号、第12号及び第14号に掲げる事業	ア 略 イ <u>湖山池流域</u> ウ 略 エ 略
略	

別表第2（第3条関係）

事業の種類	一般地域における対象事業の要件	特別地域における対象事業の要件
略		
5 条例別表第5号に掲げる事業	カ 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の事業であって、出力が10,000キロワット以上である <u>発電施設</u> を新設するもの	火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の事業であって、出力が7,500キロワット以上である <u>発電施設</u> を新設するもの

	ット以上である風力発電所の設置の事業	ロット以上である風力発電所の設置の事業
	ク 風力発電所の変更の事業であって、出力が1,500キロワット以上である発電設備を新設するもの	風力発電所の変更の事業であって、出力が1,500キロワット以上である発電設備を新設するもの
略		

備考 略

別表第3 (第20条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない修正の要件
略		
10 別表第2の5の項のオ又はカに該当する対象事業	略 対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
11 別表第2の5の項のキ又はクに該当する対象事業	発電所の出力 対象事業実施区域の位置	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。 修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

12 略

13 略

14 略

15 略

16 略

17 略

別表第4 (第31条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない変更の要件
略		
10 別表第2の5の項のオ又はカに該当する対象事業	略 蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が100メートル以上移動しないこと。

略		

備考 略

別表第3 (第20条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない修正の要件
略		
10 別表第2の5の項のオ又はカに該当する対象事業	略 対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

11 略

12 略

13 略

14 略

15 略

16 略

別表第4 (第31条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない変更の要件
略		
10 別表第2の5の項のオ又はカに該当する対象事業	略 蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が100メートル以上移動しないこと。

はかに 該当す る対象 事業		
11 別表 第2の 5の項 のキ又 はクに 該当す る対象 事業	発電所の出力 対象事業実施区 域の位置 発電設備の位置	発電所の出力が10パー セント以上増加しない こと。 修正前の対象事業実施 区域から300メートル以 上離れた区域が新たに 対象事業実施区域とな らないこと。 発電設備が100メートル 以上移動しないこと。
<u>12</u> 略		
<u>13</u> 略		
<u>14</u> 略		
<u>15</u> 略		
<u>16</u> 略		
<u>17</u> 略		

様式第1号の3 (第4条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名 印

(法人にあってはその名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地)

環境影響評価方法書送付書

鳥取県環境影響評価条例第6条の規定により、別添  
のとおり環境影響評価方法書及びこれを要約した書類  
を送付します。

略	
条例第6条に規 定する地域	
略	
対象事業を実施 するにつき必要 な許認可等の種 類	
略	

はかに 該当す る対象 事業		
<u>11</u> 略		
<u>12</u> 略		
<u>13</u> 略		
<u>14</u> 略		
<u>15</u> 略		
<u>16</u> 略		

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名 印

(法人にあってはその名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地)

環境影響評価方法書送付書

鳥取県環境影響評価条例第6条の規定により、別添  
のとおり環境影響評価方法書及びこれを要約した書類  
を送付します。

略	
環境影響を受け る範囲であると 認められる地域	
略	
対象事業を実施 するにつき必要 な許認可等の種類	
略	



備考 略

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名

印

（法人にあってはその名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地）

住民意見概要書送付書

[方法書]

鳥取県環境影響評価条例第9条の規定により、別添  
のとおり同条例第8条第1項の規定により述べられた  
意見の概要を送付します。

対象事業の名称		
意見書提出件数		
意見の概要		
連絡先	電話番号：	
*受付年月日	年 月 日	*備考

備考 略

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名

印

（法人にあってはその名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地）

環境影響評価準備書送付書

鳥取県環境影響評価条例第14条の規定により、別添  
のとおり環境影響評価準備書及びこれを要約した書類  
を送付します。

略	
対象事業を実施 するにつき必要 な許可等の種 類	

備考 略

様式第2号（第8条、第18条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名

印

（法人にあってはその名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地）

住民意見概要書送付書

鳥取県環境影響評価条例第9条（第18条）の規定に  
より、別添のとおり同条例第8条第1項（第17条第1  
項）の規定により述べられた意見の概要を送付しま  
す。

対象事業の名称		
意見書提出件数		
意見の概要		
意見に対する事 業者の見解		
連絡先	電話番号：	
*受付年月日	年 月 日	*備考

備考 略

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名

印

（法人にあってはその名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地）

環境影響評価準備書送付書

鳥取県環境影響評価条例第14条の規定により、別添  
のとおり環境影響評価準備書及びこれを要約した書類  
を送付します。

略	
対象事業を実施 するにつき必要 な許可等の種類	

略	
備考 略	
様式第 5 号 (第21条、第24条関係)	
年 月 日	
職 氏 名 様	
住 所	
氏 名 印	
(法人にあってはその名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地)	
環境影響評価書送付書	
鳥取県環境影響評価条例第21条 (第23条第 3 項) の 規定により、別添のとおり環境影響評価書及びこれを 要約した書類を送付します。	
略	
関係地域	
対象事業を実施 するにつき必要 な許認可等の種 類	
略	
備考 略	
様式第 6 号 (第24条関係)	
年 月 日	
職 氏 名 様	
住 所	
氏 名 印	
(法人にあってはその名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地)	
環境影響評価書補正不要通知書	
鳥取県環境影響評価条例第23条第 3 項の規定によ り、環境影響評価書の補正を必要としないと認めます ので通知します。	
略	
関係地域	
対象事業を実施 するにつき必要 な許認可等の種	

略	
備考 略	
様式第 5 号 (第21条、第24条関係)	
年 月 日	
職 氏 名 様	
住 所	
氏 名 印	
(法人にあってはその名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地)	
環境影響評価書送付書	
鳥取県環境影響評価条例第21条 (第23条第 3 項) の 規定により、別添のとおり環境影響評価書及びこれを 要約した書類を送付します。	
略	
関係地域	
<b>意見書の提出先</b>	
対象事業を実施 するにつき必要 な許認可等の種類	
略	
備考 略	
様式第 6 号 (第24条関係)	
年 月 日	
職 氏 名 様	
住 所	
氏 名 印	
(法人にあってはその名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地)	
環境影響評価書補正不要通知書	
鳥取県環境影響評価条例第23条第 3 項の規定によ り、環境影響評価書の補正を必要としないと認めます ので通知します。	
略	
関係地域	
<b>意見書の提出先</b>	
対象事業を実施 するにつき必要 な許認可等の種類	

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">類</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">備考 略</td> </tr> </table> <p>様式第12号（第37条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつてはその名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">工事完了届出書</p> <p>鳥取県環境影響評価条例第34条の規定により、次の とおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">略</td> </tr> </table> <p style="padding: 2px;">備考 略</p>	類		略		備考 略		略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">備考 略</td> </tr> </table> <p>様式第12号（第37条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつてはその名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">工事完了届出書</p> <p>鳥取県環境影響評価条例第31条の規定により、次の とおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">略</td> </tr> </table> <p style="padding: 2px;">備考 略</p>			略		備考 略		略
類															
略															
備考 略															
略															
略															
備考 略															
略															

第2条 鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を次のように改める。

別表第5の次に次の2様式を加える。

様式第1号（第3条の2関係）

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名 印

（法人にあつてはその名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地）

環境影響評価配慮書送付書

鳥取県環境影響評価条例第4条の4の規定により、別添のとおり環境影響評価配慮書及びこれを要約した書類を送付します。

対象事業の名称	
対象事業の種類 及 び 規 模	
事業実施想定区域	
条例第4条の4に 規 定 する 地 域	
意見書の提出先	
対象事業を実施 するにつき必要な 許認可等の種類	
連 絡 先	

	電話番号：	
* 受付年月日	年 月 日	*備考

備考 \*印の欄には記入しないこと

様式第1号の2（第3条の6、第18条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

住 所  
氏 名 印  
(法人にあつてはその名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地)

住民意見概要書送付書

[配慮書、準備書]

鳥取県環境影響評価条例第4条の7（第18条）の規定により、別添のとおり同条例第4条の6（第17条第1項）の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を送付します。

対象事業の名称		
意見書提出件数		
意見の概要		
意見に対する 事業者の見解		
連 絡 先	電話番号：	
* 受付年月日	年 月 日	*備考

備考 \*印の欄には記入しないこと

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第46号**

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和29年鳥取県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第13号（第10条関係） と畜検査申請書</p> <p>1・2 略</p> <p>3 検査を受けようとする獣畜の種類並びに牛以外の獣畜にあつては性別、品種、年齢、毛色及び産地、牛にあつては性別、品種、月齢、出生年月日、毛色、産地及び個体識別番号</p> <p>4～6 略</p> <p>と畜場法施行令第7条の規定により上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名</p> <p>職 氏 名 様</p> <p><u>備考 個体識別番号とは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第1項に規定する番号をいう。</u></p>	<p>様式第13号（第10条関係） と畜検査申請書</p> <p>1・2 略</p> <p>3 検査を受けようとする獣畜の種類、性別、品種、年齢、毛色及び産地</p> <p>4～6 略</p> <p>と畜場法施行令第7条の規定により上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名</p> <p>職 氏 名 様</p>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第47号

鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(交付金の対象)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 本交付金の対象となる経費は、対象事業に要する別表の右欄に掲げる経費（次に掲げるものを除く。以下「対象経費」という。）とする。</p> <p><u>(1) 県内に事業所を有しない者に支払う工事請負費又は委託費（対象経費とすることが適当であると知事が認めたものを除く。）</u></p> <p><u>(2) 人件費その他の経費で知事が別に定めるもの</u></p> <p>(最低保証額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>鳥取県総合事務所等設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第2条第2項に規定する総合事務所及び同条例第6条第2項に規定する農林事務所の長（以下「所長」という。）は、その年度の4月20日までに、当該年度における個別最低保証額に係る本交付金の交付予定額を、各市町村長に対し通知するものとする。</u></p> <p>(調整交付額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 各市町村の調整交付額（以下「個別調整交付額」という。）は、前項の規定による調整交付額の総額の範囲内で、当該市町村長の申請に基づき、その実施する対象事業の緊急性、妥当性等を勘案して<u>所長</u>が決定した額とする。</p> <p>(年度事業実施予定調書)</p> <p>第6条 本交付金の交付を受けようとする市町村長</p>	<p>(交付金の対象)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 本交付金の対象となる経費は、対象事業に要する別表の右欄に掲げる経費（<u>人件費その他の経費で知事が別に定めるものを除く。</u>以下「対象経費」という。）とする。</p> <p>(最低保証額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>総合事務所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条又は第7条の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。）</u>は、その年度の4月20日までに、当該年度における個別最低保証額に係る本交付金の交付予定額を、各市町村長に対し通知するものとする。</p> <p>(調整交付額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 各市町村の調整交付額（以下「個別調整交付額」という。）は、前項の規定による調整交付額の総額の範囲内で、当該市町村長の申請に基づき、その実施する対象事業の緊急性、妥当性等を勘案して<u>総合事務所長</u>が決定した額とする。</p> <p>(年度事業実施予定調書)</p> <p>第6条 本交付金の交付を受けようとする市町村長</p>

は、その年度の前年度の3月末日までに、年度事業実施予定調書（様式第1号）を所長に提出しなければならない。

（最低保証額に係る本交付金の交付申請）

第7条 個別最低保証額に係る本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の5月1日から1月末日までの間に、様式第2号による申請書を所長に提出しなければならない。

（最低保証額に係る本交付金の交付決定）

第8条 所長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、本交付金を交付すべきものと認めるときは、本交付金の交付額を決定するものとする。

2 略

3 所長は、交付決定をしたときは、前条の申請書を提出した市町村長に通知するものとする。

（調整交付額に係る本交付金の交付申請）

第9条 個別調整交付額に係る本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の7月1日から1月末日までの間に、様式第2号（当該年度に前条第3項の規定による交付決定の通知を受けた市町村長にあっては、様式第3号）による申請書を所長に提出しなければならない。

（調整交付額に係る本交付金の交付決定）

第10条 所長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、本交付金を交付すべきものと認めるときは、交付決定（本交付金の交付額の増額の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 略

3 所長は、交付決定をしたときは、前条の申請書を提出した市町村長に通知するものとする。

（交付決定に係る対象事業等の変更等）

第11条 第8条第3項又は前条第3項の規定による交付決定の通知を受けた市町村長（以下「交付決定市町村長」という。）は、当該交付決定に係る本交付金の交付額（次項の通知をした場合にあっては、減額後の交付額。以下同じ。）を超えない範囲内において、所長の承認を受けずに、対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更を行うことができる。

は、その年度の前年度の3月末日までに、年度事業実施予定調書（様式第1号）を総合事務所長に提出しなければならない。

（最低保証額に係る本交付金の交付申請）

第7条 個別最低保証額に係る本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の5月1日から1月末日までの間に、様式第2号による申請書を総合事務所長に提出しなければならない。

（最低保証額に係る本交付金の交付決定）

第8条 総合事務所長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、本交付金を交付すべきものと認めるときは、本交付金の交付額を決定するものとする。

2 略

3 総合事務所長は、交付決定をしたときは、前条の申請書を提出した市町村長に通知するものとする。

（調整交付額に係る本交付金の交付申請）

第9条 個別調整交付額に係る本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の7月1日から1月末日までの間に、様式第2号（当該年度に前条第3項の規定による交付決定の通知を受けた市町村長にあっては、様式第3号）による申請書を総合事務所長に提出しなければならない。

（調整交付額に係る本交付金の交付決定）

第10条 総合事務所長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、本交付金を交付すべきものと認めるときは、交付決定（本交付金の交付額の増額の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 略

3 総合事務所長は、交付決定をしたときは、前条の申請書を提出した市町村長に通知するものとする。

（交付決定に係る対象事業等の変更等）

第11条 第8条第3項又は前条第3項の規定による交付決定の通知を受けた市町村長（以下「交付決定市町村長」という。）は、当該交付決定に係る本交付金の交付額（次項の通知をした場合にあっては、減額後の交付額。以下同じ。）を超えない範囲内において、総合事務所長の承認を受けずに、対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更を行うことが

<p>2 交付決定市町村長は、本交付金に交付を要しない額又は要しないと見込まれる額（以下「交付不要額」という。）があるときは、<u>所長</u>に交付不要額がある旨の通知をすることをもって、交付決定に係る本交付金の交付額の減額の決定を受けたものとみなす。</p> <p>3 交付決定市町村長は、<u>所長</u>から協力を求められたときは、その求めに応じて前項の通知（交付不要額がないときは、その旨の通知）をするものとする。</p>	<p>できる。</p> <p>2 交付決定市町村長は、本交付金に交付を要しない額又は要しないと見込まれる額（以下「交付不要額」という。）があるときは、<u>総合事務所長</u>に交付不要額がある旨の通知をすることをもって、交付決定に係る本交付金の交付額の減額の決定を受けたものとみなす。</p> <p>3 交付決定市町村長は、<u>総合事務所長</u>から協力を求められたときは、その求めに応じて前項の通知（交付不要額がないときは、その旨の通知）をするものとする。</p>
<p>（最低保証額に係る本交付金の概算払）</p> <p>第13条 <u>所長</u>は、交付決定市町村長から請求があるときは、個別最低保証額に係る本交付金の交付額に2分の1を乗じて得た額を上限として、その年度の12月末日の個別最低保証額に係る対象事業の予定出来高に応じ、概算払の方法によりその年度の12月末日までに本交付金を支払うものとする。</p>	<p>（最低保証額に係る本交付金の概算払）</p> <p>第13条 <u>総合事務所長</u>は、交付決定市町村長から請求があるときは、個別最低保証額に係る本交付金の交付額に2分の1を乗じて得た額を上限として、その年度の12月末日の個別最低保証額に係る対象事業の予定出来高に応じ、概算払の方法によりその年度の12月末日までに本交付金を支払うものとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>（実績報告）</p> <p>第14条 交付決定市町村長は、その年度の3月末日までに、様式第4号による報告書を<u>所長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>（実績報告）</p> <p>第14条 交付決定市町村長は、その年度の3月末日までに、様式第4号による報告書を<u>総合事務所長</u>に提出しなければならない。</p>
<p>（審査及び検査）</p> <p>第15条 <u>所長</u>は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査その他の検査を行うものとする。</p>	<p>（審査及び検査）</p> <p>第15条 <u>総合事務所長</u>は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査その他の検査を行うものとする。</p>
<p>（交付金の額の確定）</p> <p>第16条 <u>所長</u>は、前条の審査及び検査において、対象事業が交付決定の内容に従って遂行されていると認められたときは、その年度の翌年度の4月末日までに、本交付金の交付額を必要に応じて変更し、本交付金の交付額を確定するものとする。</p> <p>2 <u>所長</u>は、本交付金の交付額を確定したときは、報告書を提出した交付決定市町村長に通知するものとする。</p>	<p>（交付金の額の確定）</p> <p>第16条 <u>総合事務所長</u>は、前条の審査及び検査において、対象事業が交付決定の内容に従って遂行されていると認められたときは、その年度の翌年度の4月末日までに、本交付金の交付額を必要に応じて変更し、本交付金の交付額を確定するものとする。</p> <p>2 <u>総合事務所長</u>は、本交付金の交付額を確定したときは、報告書を提出した交付決定市町村長に通知するものとする。</p>
<p>（本交付金の精算払）</p> <p>第17条 <u>所長</u>は、前条第2項の規定による通知を行った後、2週間以内に当該通知による本交付金の交付額（以下「確定額」という。）から第13条第1項の</p>	<p>（本交付金の精算払）</p> <p>第17条 <u>総合事務所長</u>は、前条第2項の規定による通知を行った後、2週間以内に当該通知による本交付金の交付額（以下「確定額」という。）から第13条</p>



<p>規定による本交付金の概算払の額（以下「概算額」という。）を差し引いた額（以下「差引額」という。）が零を上回る場合にあっては差引額を当該交付決定市町村に支払い、差引額が零を下回る場合にあっては概算額から確定額を差し引いた額を当該交付決定市町村に請求するものとする。</p> <p>（財産の処分の制限）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 実施市町村長は、前項の財産のうち次の掲げるものを、<u>所長</u>の承認を受けなくて、交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）を経過したときは、この限りでない。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（収益納付）</p> <p>第19条 実施市町村長は、対象事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から20日以内に、<u>所長</u>にその旨を報告しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、<u>所長</u>がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、実施市町村長は、これに従わなければならない。</p>	<p>第1項の規定による本交付金の概算払の額（以下「概算額」という。）を差し引いた額（以下「差引額」という。）が零を上回る場合にあっては差引額を当該交付決定市町村に支払い、差引額が零を下回る場合にあっては概算額から確定額を差し引いた額を当該交付決定市町村に請求するものとする。</p> <p>（財産の処分の制限）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 実施市町村長は、前項の財産のうち次の掲げるものを、<u>総合事務所長</u>の承認を受けなくて、交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）を経過したときは、この限りでない。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（収益納付）</p> <p>第19条 実施市町村長は、対象事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から20日以内に、<u>総合事務所長</u>にその旨を報告しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、<u>総合事務所長</u>がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、実施市町村長は、これに従わなければならない。</p>
---	---

## 附 則

## （施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## （経過措置）

- 2 改正後の鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付決定する事業について適用し、施行日前に交付決定した事業については、なお従前の例による。

鳥取県森林法施行細則及び鳥取県林地開発条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第48号**

鳥取県森林法施行細則及び鳥取県林地開発条例施行規則の一部を改正する規則

(鳥取県森林法施行細則の一部改正)

第 1 条 鳥取県森林法施行細則（平成13年鳥取県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(保安林の指定等の申請書に添付する書類等)</p> <p>第 5 条 省令<u>第48条第 2 項</u>に規定する申請者が当該申請に係る保安林の指定等に直接の利害関係を有する者であることを証する書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(保安林の指定等の申請書に添付する書類等)</p> <p>第 5 条 省令<u>第15条第 2 項</u>に規定する申請者が当該申請に係る保安林の指定等に直接の利害関係を有する者であることを証する書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
<p>第 6 条 省令<u>第48条第 2 項第 1 号</u>の計画書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第 6 条 省令<u>第15条第 2 項第 1 号</u>の計画書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p>
<p>第 7 条 省令<u>第48条第 2 項第 2 号</u>の計画書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第 7 条 省令<u>第15条第 2 項第 2 号</u>の計画書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>
<p>第 8 条 省令<u>第48条第 2 項第 3 号</u>の行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下この条において「許認可等」という。）に係る申請の状況を記載した書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 省令<u>第48条第 2 項第 3 号</u>の許認可等があったことを証する書類は、当該許認可等を行った行政庁が発行した証明書又は許認可等の証書の写しとする。</p>	<p>第 8 条 省令<u>第15条第 2 項第 3 号</u>の行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下この条において「許認可等」という。）に係る申請の状況を記載した書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 省令<u>第15条第 2 項第 3 号</u>の許認可等があったことを証する書類は、当該許認可等を行った行政庁が発行した証明書又は許認可等の証書の写しとする。</p>

(鳥取県林地開発条例施行規則の一部改正)

第 2 条 鳥取県林地開発条例施行規則（平成18年鳥取県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(開発許可の申請に必要な書類)

第5条 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）第4条の位置図は、開発行為に係る森林及び事業区域の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図とする。

2 省令第4条の区域図は、次の各号に掲げる事項を明示した縮尺5千分の1以上の等高線が記載された図面とする。

(1)～(3) 略

3 省令第4条第1号の計画書は、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(16) 略

4 省令第4条第2号の書類は、開発行為の施行同意書（様式第13号）に準じて作成するものとする。

(開発許可の基準)

第6条 略

2～12 略

13 条例別表の5の項の基準の欄の(1)に規定する適切な方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 森林又は緑地の残置又は造成については、次の表の左欄に掲げる開発行為の目的の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の面積の割合により行われ、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる森林の配置等により行われるものであること（森林の配置等として残置森林及び造成森林の配置が行われる場合にあつては、条例の基準を満たすために必要であると知事が認めるときに限り造成森林の配置が行われるものであること。）。ただし、道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であつて、森林を残置し、若しくは造成することが困難若しくは不適當であるもの又は環境の保全上支障がないものと知事が認めるときは、この限りでない。

略
備考
1～7 略
8 この表において「工場・事業場等」とは、製造、加工処理、流通その他の生産活動に係る施設並びに学校教育施設、病院及び廃棄物処理施設であつて、省令第5条各号に定めるもの以外のものをいう。
9 略

(2) 略

(開発許可の申請に必要な書類)

第5条 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）第2条の位置図は、開発行為に係る森林及び事業区域の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図とする。

2 省令第2条の区域図は、次の各号に掲げる事項を明示した縮尺5千分の1以上の等高線が記載された図面とする。

(1)～(3) 略

3 省令第2条第1号の計画書は、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(16) 略

4 省令第2条第2号の書類は、開発行為の施行同意書（様式第13号）に準じて作成するものとする。

(開発許可の基準)

第6条 略

2～12 略

13 条例別表の5の項の基準の欄の(1)に規定する適切な方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 森林又は緑地の残置又は造成については、次の表の左欄に掲げる開発行為の目的の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の面積の割合により行われ、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる森林の配置等により行われるものであること（森林の配置等として残置森林及び造成森林の配置が行われる場合にあつては、条例の基準を満たすために必要であると知事が認めるときに限り造成森林の配置が行われるものであること。）。ただし、道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であつて、森林を残置し、若しくは造成することが困難若しくは不適當であるもの又は環境の保全上支障がないものと知事が認めるときは、この限りでない。

略
備考
1～7 略
8 この表において「工場・事業場等」とは、製造、加工処理、流通その他の生産活動に係る施設並びに学校教育施設、病院及び廃棄物処理施設であつて、省令第3条各号に定めるもの以外のものをいう。
9 略

(2) 略

14・15 略  (開発行為の地位の承継の届出) 第12条 略 2 林地開発行為地位承継届には、次に掲げる書類を添付するものとする。 (1) 略 (2) 開発者の地位を承継する者が法人その他の団体である場合は、省令第4条第3号に掲げる書類 (3) 略	14・15 略  (開発行為の地位の承継の届出) 第12条 略 2 林地開発行為地位承継届には、次に掲げる書類を添付するものとする。 (1) 略 (2) 開発者の地位を承継する者が法人その他の団体である場合は、省令第2条第3号に掲げる書類 (3) 略
--	--

## 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第49号**

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
(降格及び昇格) 第12条 格付は、その有効期間中は、他の等級に変更しない。ただし、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、 <u>他の等級に変更することが適切でない</u> と認められる場合を除き、それぞれ当該各号に定めるところにより格付の等級を降格させ、又は昇格させるものとする。 (1)～(5) 略							(降格及び昇格) 第12条 格付は、その有効期間中は、他の等級に変更しない。ただし、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、それぞれ当該各号に定めるところにより格付の等級を降格させ、又は昇格させるものとする。 (1)～(5) 略						
(格付等級に関する応募条件) 第17条 格付工種に該当する建設工事の県内向け公募型入札を行う場合においては、当該建設工事の格付工種及び請負対象設計金額に応じ、当該県内向け公募型入札に参加しようとする有資格者が次の表に定める等級に格付けられていることを応募条件として設けるものとする。							(格付等級に関する応募条件) 第17条 格付工種に該当する建設工事の県内向け公募型入札を行う場合においては、当該建設工事の格付工種及び請負対象設計金額に応じ、当該県内向け公募型入札に参加しようとする有資格者が次の表に定める等級に格付けられていることを応募条件として設けるものとする。						
格付工種	土木一般	建築一般	とび等一般	電気工事及び配管工事	アスファルト	造園工事	格付工種	土木一般	建築一般	とび等一般	電気工事及び配管工事	アスファルト	造園工事
請負対象設計金額							請負対象設計金額						
400万円未満	D	C	C	C	B	B	400万円未満	D	C	C	C	B	B
400万円以上 500万円未満						A	400万円以上 500万円未満						A
500万円以上 800万円未満				B			500万円以上 800万円未満				B		
800万円以上 1,000万円未満					A		800万円以上 1,000万円未満					A	
1,000万円以上 1,500万円未満	C		B				1,000万円以上 1,500万円未満	C		B			
1,500万円以上 2,000万円未満				A			1,500万円以上 2,000万円未満				A		
2,000万円以上	B	B					2,000万円以上	B					

3,000万円未満					
3,000万円以上					
4,000万円未満					
4,000万円以上	A		A		
6,000万円未満					
6,000万円以上		A			

2 略

(調査基準価格)

第30条 略

2 調査基準価格は、入札に係る建設工事の予定価格の3分の2以上の範囲内において定めるものとする。

別表第4 (第10条関係)

格付工種	等級	順位
土木一般	略	
	B	150
	略	
略		

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2～4 略

5 平成23年度及び平成24年度において第6条の規定により付与された入札参加資格の有効期間については、第7条第1項の規定にかかわらず、同項中「入札参加資格を付与された年の翌々年の3月31日」とあるのは「知事が別に定める期限」と、「入札参加資格を付与された時点における当初審査による有資格者の有効期間の末日」とあるのは「知事が別に定める期限」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(以下「新規則」という。)第17条の規定は、平成25年5月10日以後の日を開札日とする一般競争入札及び指名競争入札について適用し、同日前の日を開札日とする一般競争入札及び指名競争入札については、なお従前の例による。

3 新規則別表第4の規定は、有効期間の初日が平成25年4月1日以後の日となる入札参加資格に係る格付から適用する。

3,000万円未満					
3,000万円以上		B			
4,000万円未満					
4,000万円以上	A		A		
6,000万円未満					
6,000万円以上		A			

2 略

(調査基準価格)

第30条 略

2 調査基準価格は、入札に係る建設工事の予定価格の10分の8.5から3分の2までの範囲内において定めるものとする。

別表第4 (第10条関係)

格付工種	等級	順位
土木一般	略	
	B	160
	略	
略		

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置等)

2～4 略

5 平成21年度及び平成22年度において第6条の規定により付与された入札参加資格の有効期間については、第7条第1項の規定にかかわらず、同項中「入札参加資格を付与された年の翌々年の3月31日」とあるのは「知事が別に定める期限」とし、「入札参加資格を付与された時点における当初審査による有資格者の有効期間の末日」とあるのは「知事が別に定める期限」とする。